

奈良県立学校における熱中症対策ガイドライン【概要】

背景・目的

- 学校管理下における熱中症は、減少傾向にあるものの未だ100件を超える報告がなされている。
- 気候変動の影響を考慮すると、今後も災害級の暑さが懸念される。
- 各学校現場で全教職員が熱中症に対して迅速かつ適切に行動できるよう本ガイドラインを作成した。

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
小学校	20	18	32	111	34
中学校	66	34	74	167	98
高等学校	34	29	84	142	62
合計	110	84	190	422	194

健康・安全教育課独自調査による報告数

本ガイドラインの構成

第1章 熱中症について

- ・熱中症とは
- ・熱中症を引き起こす条件
- ・熱中症の症状及び重症度分類
- ・暑さ指数（WBGT）について

第2章 熱中症警戒アラートについて

- ・熱中症警戒アラートについて
- ・熱中症警戒アラートの活用にあたって

第3章 熱中症の予防措置

- ・事前の対応
- ・授業日の対応
- ・週休日、休日、学校休業日の対応
- ・「新型コロナウイルスによる新しい生活様式」における熱中症対策のポイント

第4章 熱中症発生時の対応

- ・発生時の対応

暑さ指数 (WBGT)

熱中症を予防することを目的とした指標。人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・ふく射など周辺の熱環境、③気温の3つを加味したもの。(単位は℃)

暑さ指数に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上		高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には注意すべき。
28～31℃	すべての生活活動でおこる危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

*1)日本生気象学会指針より引用

*2)日本スポーツ協会指針より引用

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すための情報。令和3年度より全国で本格運用が開始された。

【発表基準】

- ・府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数 (WBGT)が33℃を超える場合に発表

【発表単位】

- ・府県予報区等单位で発表
- ・該当都道府県内の予測地点毎の暑さ指数 (WBGT)も情報提供

【タイミング】

- ・前日の17時及び当日の朝5時に最新の予測値を元に発表
- ・「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない